

長建協発第50号  
平成23年4月21日

## 会員各位

社団法人 長崎県建設業協会  
会長 谷村隆三  
[公印省略]

### 平成24年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦 及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、今後も学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成23年度においても選考開始期日等の完全遵守について、全建を通じ文部科学省初等中等教育局長並びに厚生労働省職業安定局長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

新規学校卒業者の採用に当たりましては、本人の適性、能力等を中心として別記事項を配慮し、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされますようお願い申し上げます。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、「新規学校卒業者の採用に関する指針」及び「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用が行われますようご配慮願いますとともに、新規大学等卒業者に係る採用選考が早期化しているところですが、それにより、新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育卒業者を含む。）の就職機会に影響が及ばないようご配慮方併せてお願い申し上げます。

我が国の景気動向を鑑みると、平成23年度の新規学卒者をめぐる就職環境についても、引き続き厳しい状況になることが予想され、仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られず、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るために、こうした取組にご理解いただき、平成24年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けご協力をお願い申し上げます。